

令和5年第1回 春日那珂川水道企業団議会定例会議案

令和5年2月20日

春日那珂川水道企業団

目 次

	ページ
議案第 1 号 春日那珂川水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第 2 号 春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	25
議案第 3 号 春日那珂川水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	28
議案第 4 号 春日那珂川水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	31
議案第 5 号 春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	34
議案第 6 号 春日那珂川水道企業団職員の分限に関する手續及び効果等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	39
議案第 7 号 春日那珂川水道企業団職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について……………	42
議案第 8 号 春日那珂川水道企業団職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について……………	44
議案第 9 号 春日那珂川水道企業団特別職の職員の議員報酬、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	47

議案第10号	春日那珂川水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について……………	50
議案第11号	令和4年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について……………	56
議案第12号	令和5年度春日那珂川水道企業団水道事業会計当初予算について…	86
議員提出議案第1号	春日那珂川水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の制定について…	125

議案第 1 号

春日那珂川水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 20 日

春日那珂川水道企業団

企業長 武末 茂喜

理由

国家公務員に準じ、職員の定年を段階的に 65 歳まで引き上げるとともに、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正に伴い、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制その他必要な事項について定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日那珂川水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

春日那珂川水道企業団職員の定年等に関する条例（昭和 60 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 定年制度（第 2 条－第 5 条）

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 6 条－第 11 条）

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第 12 条）

第 5 章 雑則（第 13 条）

第 1 章 総則

第 1 条中「第 261 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第 28 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 28 条の 3」を「第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 28 条の 2、第 28 条の 5 並びに第 28 条の 7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第 3 条中「年齢 60 年」を「年齢 65 年」に改める。

第 4 条第 1 項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を」を「当該職員を」に、「当該職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第 9 条の規定により異動期間（同条第 1 項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第 6 条に規定する職をいう。以下この条において同じ。）を占めているものについては、第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該異動

期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員の」を「当該職員の」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同項第2号中「その職員の」を「当該職員の」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務の」を「当該業務の」に、「その職員の」を「当該職員の」に、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限は」を「当該期限は」に、「その職員に」を「当該職員に」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「企業長は、」の次に「第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、」を加え、「第1項の事由」を「第1項に掲げる事由」に、「存しなくなった」を「なくなった」に、「繰り上げて退職させることができる。」を「当該期限を繰り上げるものとする。」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職(以下この章において「管理監督職」という。)は、春日那珂川水道企業団職員の給与に関する規程(昭和52年規程第9号)第35条の規定により管理職手当を支給する職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢(以下この章

において「管理監督職勤務上限年齢」という。)は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 企業長は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 企業長は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章にお

いて同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 企業長は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 企業長は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 企業長は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 企業長は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他別に定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りではない。

第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

3 企業長は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 企業長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の春日那珂川水道企業団職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により

延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の春日那珂川水道企業団職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 企業長は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他別に定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(その他別に定める職にあっては、その他別に定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 企業長は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最

初の3月31日（以下この条から附則第4条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。）に達している者を、従前の勤務実績その他別に定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、企業長は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他別に定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

- (2) 施行日以後に新条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第 12 条の規定により採用された者のうち、令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者
 - (5) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前 2 項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1 年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前 2 項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
 - 4 暫定再任用職員（第 1 項若しくは第 2 項又は次条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
 - 5 企業長は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第 4 条 企業長は、新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、附則第 3 条第 1 項に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第 12 条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日

以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。)に達している者を、従前の勤務実績その他別に定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、企業長は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第8条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他別に定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方

公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職及び年齢)

第 6 条 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第 7 条 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第 3 条又は第 4 条の規定が適用される間における各年の 4 月 1 日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職員は、第 1 項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日にお

る当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 企業長は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他別に定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（その他別に定める短時間勤務の職にあっては、その他別に定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（その他別に定める短時間勤務の職にあっては、その他別に定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

春日那珂川水道企業団職員の定年等に関する条例（昭和60年条例第1号）新旧対照表

新	旧
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条－第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条－第11条）</u></p> <p><u>第4章 定年前任用短時間勤務制（第12条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第13条）</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関する必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>（定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢65年</u>とする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号 _____）<u>第28条の2第1項及び第2項並びに第28条の3 _____の規定に基づき、職員の定年等に関する必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢60年</u>とする。</p>

(定年による退職の特例)

第4条 企業長は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため引き続き勤務をさせることができる。ただし、第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条において同じ。)を占めているものについては、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とする

(定年による退職の特例)

第4条 企業長は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とする

ものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 企業長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場において、前項に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えない。

3 企業長は、第1項の規定により職員を引き続き勤務

ものであるため、その職員の退職により

公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき

—。
(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 企業長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、

1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退

職日
の翌

日から起算して3年を超えない。

3 企業長は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務

させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。

4 企業長は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 (略)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職

(以下この章において「管理監督職」という。)は、春日那珂川水道企業団職員の給与に関する規程(昭和52年規程第9号)第35条の規定により管理職手当を支給する職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢(以下この章において「管理監督職勤務上限年齢」

させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。

4 企業長は、

第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて繰り上げて退職させることができる。

5 (略)

という。）は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 企業長は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

（1）当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経歴等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

（2）人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 企業長は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日

がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から
定年退職日までの期間内。)で当該異動期間を延長し、
引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督
職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とする
ものであるため、当該職員の他の職への降任等により
生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営
に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊
性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠
員を容易に補充することができず公務の運営に著しい
支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上
重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の
他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生
ずること。

2 企業長は、前項又はこの項の規定により異動期間(こ
れらの規定により延長された期間を含む。)が延長され
た管理監督職を占める職員について、前項に掲げる事由

が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えない。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 企業長は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 企業長は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 企業長は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時

的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他別に定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りではない。

第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 (略)

(定年に関する経過措置)

- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 3 企業長は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非

附 則

(略)

常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。))にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員が異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

議案第 2 号

春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 20 日

春日那珂川水道企業団

企業長 武末 茂喜

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員への給与の支給に関し、必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例

春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 52 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

第 17 条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項、第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 春日那珂川水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 5 年条例 号）附則第 3 条第 4 項に規定する暫定再任用職員が含まれる場合におけるこの条例による改正後の第 17 条の規定の適用については、第 17 条中「職員」とあるのは、「春日那珂川水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 5 年条例第 号）附則第 3 条第 4 項に規定する暫定再任用職員」とする。

春日那珂川水道企業団職員の給与の種類の及ぶ基準に関する条例（昭和52年条例第12号）新旧対照表

新	旧
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 春日那珂川水道企業団職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第17条 第6条、第6条の2及び第13条の3の規定は、地方公務員法第22条の4第1項</p> <p>、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は春日那珂川水道企業団職員の任期付採用に関する条例（平成27年条例第1号）第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 春日那珂川水道企業団職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>再任用職員</u>及び任期付短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第17条 第6条、第6条の2及び第13条の3の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、<u>第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項</u>、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は春日那珂川水道企業団職員の任期付採用に関する条例（平成27年条例第1号）第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p>

議案第 3 号

春日那珂川水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 20 日

春日那珂川水道企業団

企業長 武末 茂喜

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正による管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、減給の期間にある職員が降給となった場合における減給の額等に関し、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日那珂川水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を
改正する条例

春日那珂川水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 52 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 29 条第 2 項」を「第 29 条第 4 項」に改める。

第 3 条中「の期間につき」を「の期間、その発令の日に受ける」に改め、「給与から」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 3 条の規定は、この条例の施行の日以後に発令された減給について適用し、同日前に発令された減給については、なお従前の例による。

春日那珂川水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和52年条例第10号）新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第29条第4項</u>の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に<u>関し規定することを目的とする。</u></p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日</u>に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（春日那珂川水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程（令和元年規程第1号）第21条から第23条までに規程する報酬の額を除く。））の10分の1以下を <u>減ずるものとする。</u>この場合において、<u>その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第29条第2項</u>の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に<u>関し規定することを目的とする。</u></p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間につき <u>給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（春日那珂川水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程（令和元年規程第1号）第21条から第23条までに規程する報酬の額を除く。））の10分の1以下を給与から減ずるものとする。</u></p>

議案第 4 号

春日那珂川水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 20 日

春日那珂川水道企業団

企業長 武末 茂喜

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日那珂川水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の
一部を改正する条例

春日那珂川水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18
年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

春日那珂川水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年条例第1号）新旧対照表

新	旧
<p>(取りまとめ事項)</p> <p>第3条 前条の規定により企業長が取りまとめなければならぬ事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>）に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(取りまとめ事項)</p> <p>第3条 前条の規定により企業長が取りまとめなければならぬ事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>）に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

議案第 5 号

春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 20 日

春日那珂川水道企業団

企業長 武末 茂喜

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正に伴い、育児休業の対象とならない職員の範囲等に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例

春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第1号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、「又は第2項」を削り、「引き続き勤務している職員」を「引き続き勤務をすることとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された職員」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 定年条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員

第10条第2号中「春日那珂川水道企業団職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、「又は第2項」を削り、「引き続き勤務している職員」を「引き続き勤務をすることとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された職員」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 定年条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員

第18条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第19条第1項中「部分休業」の次に「（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加え、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）新旧対照表

新	旧
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 春日那珂川水道企業団職員の定年等に関する条例(昭和60年条例第1号。以下「<u>定年条例</u>」という。)第4条第1項<u>の規定により引き続き勤務をすることとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された職員</u></p> <p>(3) <u>定年条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 春日那珂川水道企業団職員の定年等に関する条例(昭和60年条例第1号(第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(3) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、</p>

次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 定年条例 第 4 条第 1 項 _____ の規定により引き続き勤務をすることとされた職員及び同条第 2 項の規定により期限が延長された職員

(3) 定年条例 第 9 条の規定により同条第 1 項に規定する異動期間 (同条の規定により延長された期間を含む。) を延長された定年条例第 6 条に規定する管理監督職を占める職員

(部分休業をすることができない職員)

第 18 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員 (地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「定年前再任用短時間勤務職員等」) を除く。)

ア 引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職

次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 春日那珂川水道企業団職員の定年等に関する条例 第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により引き続き勤務している職員

(部分休業をすることができない職員)

第 18 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員 (地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「再任用短時間勤務職員等」) を除く。)

ア 引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職

員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して企業長が定める非常勤職員
(部分休業の承認)

第19条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、春日那珂川水道企業団就業規則（平成16年規則第3号。以下「就業規則」という。）で定める正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して企業長が定める非常勤職員
(部分休業の承認)

第19条 部分休業
_____の承認は、春日那珂川水道企業団就業規則（平成16年規則第3号。以下「就業規則」という。）で定める正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

議案第 6 号

春日那珂川水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 20 日

春日那珂川水道企業団

企業長 武末 茂喜

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正に伴い、分限に関する手続の対象となる処分の範囲に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日那珂川水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する
条例の一部を改正する条例

春日那珂川水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和52年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「職員の意に反する降任、免職、休職」を「法第28条第1項の規定による降任若しくは免職若しくは同条第2項の規定による休職」に、「降給」を「前条の規定による降給」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

春日那珂川水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和52年条例第9号）新旧対照表

新	旧
<p>(降任、免職、休職及び降給の手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 法第28条第1項の規定による降任若しくは免職若しくは同条第2項の規定による休職又は前条の規定による降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行われなければならない。</p>	<p>(降任、免職、休職及び降給の手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行われなければならない。</p>

議案第 7 号

春日那珂川水道企業団職員の再任用に関する条例を廃止する条例
の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 20 日

春日那珂川水道企業団

企業長 武末 茂喜

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正により、現行の定年退職者等の再任用の制度が廃止されることに伴い、条例を廃止するものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日那珂川水道企業団職員の再任用に関する条例を廃止する条例

春日那珂川水道企業団職員の再任用に関する条例(平成12年条例第5号)は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第8号

春日那珂川水道企業団職員の高齢者部分休業に関する条例
の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年2月20日

春日那珂川水道企業団

企業長 武末 茂喜

理由

職員の定年の引上げを踏まえ、高齢期の職員の多様な働き方に対応するため、高齢者部分休業制度を導入したい。これが、この条例案を提出する理由である。

春日那珂川水道企業団職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3第1項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 企業長は、第3項に規定する年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が第3項に規定する年齢に達した日後の最初の4月1日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（春日那珂川水道企業団職員の高齢者部分休業に関する条例（昭和60年条例第1号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる。

2 前項の規定による承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

3 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、55歳とする。

(給与の取扱い)

第3条 職員が前条第1項の規定による承認を受けて勤務しない場合は、春日那珂川水道企業団職員の高齢者部分休業に関する規程（昭和52年規程第9号。以下「規程」という。）第5条第2項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額を含む。）及び規程で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規程で定める時間を減じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第4条 職員が第2条第1項の規定による承認を受けて勤務しなかった場合は、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を春日那珂川水道企業団職員の高齢者部分休業に関する規程（昭和54年規程第7号）第7条第1項から第8

項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第9項中「前各項」とあるのは「前各項及び春日那珂川水道企業団職員の高齢者部分休業に関する条例（令和5年条例第 号）第4条」と、同条第11項中「前各項」とあるのは「前各項及び春日那珂川水道企業団職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

（承認の取消し又は休業時間の短縮）

第5条 企業長は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合は、当該職員の同意を得て、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長）

第6条 企業長は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申請があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第9号

春日那珂川水道企業団特別職の職員の議員報酬、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年2月20日

春日那珂川水道企業団

企業長 武末 茂喜

理由

当企業団における代表監査委員及び監査委員について、権限及び責任が異なるものの、報酬額が同額であるため見直す必要がある。また、春日那珂川水道企業団個人情報保護審議会委員に対する報酬額が未制定であるため定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日那珂川水道企業団特別職の職員の議員報酬、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

春日那珂川水道企業団特別職の職員の議員報酬、報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項の表を次のように改める。

職名	報酬の額
企業長	月額 28,000 円
副企業長	月額 26,500 円
参与	月額 25,000 円
代表監査委員	月額 28,000 円
監査委員	月額 25,000 円
行政不服審査会委員	日額 6,500 円
個人情報保護審議会委員	日額 6,500 円
水道料金審議会委員	日額 6,500 円
退職手当審査会委員	日額 6,500 円
上記に掲げる以外の者	予算に定める範囲内の額

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

春日那珂川水道企業団特別職の職員の議員報酬、報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

新		旧	
(報酬)		(報酬)	
第2条の2 特別職の職員の報酬額は、次のとおりとする。		第2条の2 特別職の職員の報酬額は、次のとおりとする。	
職名	報酬の額	職名	報酬の額
企業長	月額 28,000円	企業長	月額 28,000円
副企業長	月額 26,500円	副企業長	月額 26,500円
参与	月額 25,000円	参与	月額 25,000円
代表監査委員	月額 28,000円	監査委員	月額 25,000円
監査委員	月額 25,000円	行政不服審査会委員	日額 6,500円
行政不服審査会委員	日額 6,500円	水道料金審議会委員	日額 6,500円
個人情報保護審議会委員	日額 6,500円	退職手当審査会委員	日額 6,500円
水道料金審議会委員	日額 6,500円	上記に掲げる以外の者	予算に定める範囲内の額
退職手当審査会委員	日額 6,500円		
上記に掲げる以外の者	予算に定める範囲内の額		

議案第 10 号

春日那珂川水道企業団個人情報保護に関する法律施行条例の
制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 20 日

春日那珂川水道企業団

企業長 武末 茂喜

理由

令和 3 年 5 月 19 日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の規定により、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。）の一部改正が令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、新規条例を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日那珂川水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、企業長、監査委員をいう。

(法第78条第2項の条例で定める情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定める情報は、春日那珂川水道企業団情報公開条例(平成14年条例第2号)第8条第1項第1号ウに掲げる情報のうち、公務員の氏名に係る部分とする。ただし、当該情報を公にすることにより、当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該情報が法第78条第1項第1号若しくは第3号から第7号までに該当する場合は、この限りではない。

2 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示と
する必要があるものとして条例で定める情報は、春日那珂川水道企業団情報公開条例第8条第1項第7号に掲げる情報とする。

(開示請求に係る費用)

第4条 開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求者は個人情報の写しの交付を受けるに当たっては、規則で定めるところにより当該交付に係る費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当

該補正に要した日数(次条において「補正に要した日数」という。)は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を16日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から30日(補正に要した日数は算入しない。)以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第7条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を16日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第8条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

ては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 16 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(春日那珂川水道企業団個人情報保護審議会の設置)

第9条 次に掲げる事務を行うため、企業団に、春日那珂川水道企業団個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置することができる。

(1) 法第 129 条に基づく実施機関からの諮問及び春日那珂川水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第 号)第 50 条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(2) 法及び条例の運用に関する報告を受け、必要に応じて意見を述べること。

(審議会への諮問)

第 10 条 実施機関は、法第 3 章 3 節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

(組織)

第 11 条 審議会は、5 人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第 12 条 審議会の委員は、学識経験者その他企業長が必要と認める者のうちから、企業長が任命する。

- 2 審議会の委員の任期は、4 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 3 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 4 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(会長)

第 13 条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、その議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 14 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 15 条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(行政不服審査会の調査権限)

第 16 条 春日那珂川水道企業団行政不服審査会は、法第 105 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の規定により実施機関からの諮問を受けた場合において必要があると認めるときは、当該実施機関に対し、当該諮問に係る個人情報の記録の提示を求めることができる。この場合において、当該実施機関は、個人情報の記録の提示を拒んではならない。

(報告及び公表の義務)

第 17 条 企業長は、毎年 1 回、法及びこの条例の運用の状況について議会に報告し、かつ、一般に公表しなければならない。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(春日那珂川水道企業団個人情報保護条例の廃止)

2 春日那珂川水道企業団個人情報保護条例(平成 14 年条例第 6 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 次に掲げる者に係る旧条例第7条第3項、第18条第1項の規定によるその職務又は業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 前項の規定の施行の際現に旧実施機関から旧個人情報の結合、加工その他の業務処理の委託を受けた者
- 4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第12条第1項、第13条第1項又は第14条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び目的外利用等の中止については、なお従前の例による。
- 5 附則第2項の施行日前に旧条例第15条第1項の規定による審査請求がされた場合における審査その他審査請求に係る手続については、なお従前の例による。

議案第 11 号

令和 4 年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第 2 号）
について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 20 日

春日那珂川水道企業団

企業長 武 末 茂 喜

提案理由

令和 4 年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算について、事務事業等に異動を生じたことに伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により補正予算を調製したので、同法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により企業団議会の議決を求めるものである。

令和4年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和4年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
1. 給 水 戸 数	68,393 戸	△ 530 戸	67,863 戸
2. 年 間 総 配 水 量	13,890,037 m ³	△ 440,128 m ³	13,449,909 m ³
3. 一 日 平 均 配 水 量	38,055 m ³	△ 1,206 m ³	36,849 m ³
4. 主要な建設改良事業			
(1) 水源・浄水場施設整備費	192,761 千円	△ 47,773 千円	144,988 千円
浄水場施設更新工事等			
(2) 配水施設整備費	662,273 千円	△ 127,020 千円	535,253 千円
配水管布設工事等			

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収 入		
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 水道事業収益	3,121,659 千円	2,650 千円	3,124,309 千円
第1項 営業収益	2,665,121 千円	△ 1,790 千円	2,663,331 千円
第2項 営業外収益	456,538 千円	△ 12,490 千円	444,048 千円
第3項 特別利益	0 千円	16,930 千円	16,930 千円

	支 出		
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 水道事業費用	2,844,352 千円	480 千円	2,844,832 千円
第1項 営業費用	2,687,391 千円	△ 17,262 千円	2,670,129 千円
第2項 営業外費用	146,961 千円	17,742 千円	164,703 千円
第3項 予 備 費	10,000 千円	0 千円	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,129,822千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額77,136千円、過年度分損益勘定留保資金733,932千円、当年度分損益勘定留保資金318,754千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額927,149千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額59,811千円、建設改良積立金200,000千円、過年度分損益勘定留保資金667,338千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的収入	370,022千円	70千円	370,092千円
第1項 企業債	300,000千円	0千円	300,000千円
第2項 工事負担金	4,948千円	△500千円	4,448千円
第3項 出資金	65,074千円	0千円	65,074千円
第4項 固定資産売却代金	0千円	570千円	570千円

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的支出	1,499,844千円	△202,603千円	1,297,241千円
第1項 建設改良費	914,129千円	△202,603千円	711,526千円
第2項 企業債償還金	515,641千円	0千円	515,641千円
第3項 投資	65,074千円	0千円	65,074千円
第4項 予備費	5,000千円	0千円	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
自家用電気工作物 保安管理業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	3,364 千円
水位計保守点検業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	5,940

事 項	期 間	限 度 額
浄水汚泥収集運搬業務	令和4年度から 令和5年度まで	13,644
浄水汚泥最終処分業務	令和4年度から 令和5年度まで	6,393
浄水処理用薬品購入	令和4年度から 令和5年度まで	34,737
井尻第2取水場 ゲート設置工事	令和4年度から 令和5年度まで	22,990

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	413,243 千円	195 千円	413,438 千円
(2) 交 際 費	45 千円	0 千円	45 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第10条中「13,312千円」を「7,412千円」に改める。

令和4年度

水道事業会計
補正予算に関する説明書

春日那珂川水道企業団

令和4年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合計	備 考
水道事業収益			千円 3,121,659	千円 2,650	千円 3,124,309	
	営業収益		2,665,121	△ 1,790	2,663,331	
		給水収益	2,556,525	0	2,556,525	
		その他の 営業収益	108,596	△ 1,790	106,806	修理件数減
	営業外収益		456,538	△ 12,490	444,048	
		加入負担金	145,285	△ 4,580	140,705	契約件数減
		他会計補助金	3,947	430	4,377	児童手当増
		長期前受金 戻入	292,542	△ 12,190	280,352	長期前受工事負担金戻入減等
		その他の 営業外収益	14,764	3,850	18,614	受取利息増等
	特別利益		0	16,930	16,930	
		固定資産 売却益	0	16,930	16,930	平田台ポンプ場跡地の売却に伴う増

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合計	備 考	
水道事業費用			千円 2,844,352	千円 480	千円 2,844,832		
	営業費用		2,687,391	△ 17,262	2,670,129		
		原水及び浄水費	514,043	11,090	525,133	電氣代増等	
		配水及び給水費	136,930	△ 11,050	125,880	委託料減等	
		業務費	46,583	△ 1,340	45,243	不納欠損予定額減等	
		総係費	404,905	2,808	407,713	期末勤勉手当増等	
		議会費	4,503	0	4,503		
		監査費	683	0	683		
		受水費	495,774	0	495,774		
		減価償却費	1,031,683	△ 2,280	1,029,403	無形固定資産減価償却費減等	
		資産減耗費	52,287	△ 16,490	35,797	固定資産除却費減	
		営業外費用		146,961	17,742	164,703	
			補助金	1,877	0	1,877	
			支払利息	79,453	0	79,453	
			消費税及び地方消費税	64,313	17,742	82,055	納税額増
			雑支出	1,318	0	1,318	
		予備費		10,000	0	10,000	
			予備費	10,000	0	10,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合計	備 考
資本的収入			千円 370,022	千円 70	千円 370,092	
	企 業 債		300,000	0	300,000	
		企 業 債	300,000	0	300,000	
	工 事 負 担 金		4,948	△ 500	4,448	
		工 事 負 担 金	4,948	△ 500	4,448	工事負担金減等
	出 資 金		65,074	0	65,074	
		一 般 会 計 出 資 金	65,074	0	65,074	
	固 定 資 産 売 却 代 金		0	570	570	
		固 定 資 産 売 却 代 金	0	570	570	平田台ポンプ場跡地の売却に伴う増

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合計	備 考
資本的支出			千円 1,499,844	千円 △ 202,603	千円 1,297,241	
	建設改良費		914,129	△ 202,603	711,526	
		水源・浄水場 施設整備費	192,761	△ 47,773	144,988	業務委託入札残等
		配水施設 整備費	662,273	△ 127,020	535,253	配水管布設工事費減等
		庁舎及び関連 設備整備費	38,372	△ 19,360	19,012	庁舎屋上防水工事減等
		諸設備費	20,723	△ 8,450	12,273	量水器費出庫減等
	企業 償還 債金		515,641	0	515,641	
		企業 償還 債金	515,641	0	515,641	
	投 資		65,074	0	65,074	
		投 資	65,074	0	65,074	
	予 備 費		5,000	0	5,000	
		予 備 費	5,000	0	5,000	

令和4年度春日那珂川水道企業団水道事業会計キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	218,993
減価償却費	1,029,403
固定資産除却費	35,797
貸倒引当金の増減額	△ 1,967
引当金の増減額	△ 62,783
長期前受金戻入額	△ 280,352
受取利息及び受取配当金	△ 16,939
支払利息	79,453
固定資産売却損益	△ 16,930
未収金の増減額 (△は増加)	48,210
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 6,623
未払金の増減額 (△は減少)	△ 103,875
小計	922,387
利息及び配当金の受取額	16,939
利息の支払額	△ 79,453
業務活動によるキャッシュ・フロー	859,873
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 909,001
有形固定資産の売却による収入	17,500
負担金による収入	4,448
出資による支出	△ 65,074
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 952,127
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	300,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 515,641
他会計からの出資による収入	65,074
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 150,567
資金の増加額 (又は減少額)	△ 242,821
資金期首残高	2,978,091
資金期末残高	2,735,270

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職員数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	16	40 (5)	4,908	165,368	137,303	307,579	56,407	363,986
資本勘定支弁職員	0	6 (0)	0	22,260	19,546	41,806	7,646	49,452
合計	16	46 (5)	4,908	187,628	156,849	349,385	64,053	413,438
補正前	16	39 (6)	4,908	165,573	129,154	299,635	58,353	357,988
資本勘定支弁職員	0	6 (0)	0	23,634	22,826	46,460	8,795	55,255
合計	16	45 (6)	4,908	189,207	151,980	346,095	67,148	413,243
損益勘定支弁職員	0	1 (△1)	0	△ 205	8,149	7,944	△ 1,946	5,998
資本勘定支弁職員	0	0 (0)	0	△ 1,374	△ 3,280	△ 4,654	△ 1,149	- △ 5,803
比較	0	1 (△1)	0	△ 1,579	4,869	3,290	△ 3,095	195

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
補正後		6,342	16,752	4,253	3,436	0	11,727
補正前		5,862	16,847	3,822	3,639	0	11,727
比較		480	△ 95	431	△ 203	0	0

手当の内訳	区分	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職給付費 (千円)	計 (千円)
補正後		3,251	41,492	34,869	2,570	32,157	156,849
補正前		3,251	40,596	33,055	2,070	31,111	151,980
比較		0	896	1,814	500	1,046	4,869

備考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される職員で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。
 2 () 内には、短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）について外書きすること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区	分	職員数		給			与			法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	損益勘定支弁職員	16	36 (5)	4,908	161,461	135,067	301,436	55,234	356,670		
	資本勘定支弁職員	0	6 (0)	0	22,260	19,546	41,806	7,646	49,452		
	合計	16	42 (5)	4,908	183,721	154,613	343,242	62,880	406,122		
補正前	損益勘定支弁職員	16	36 (6)	4,908	160,151	126,876	291,935	56,748	348,683		
	資本勘定支弁職員	0	6 (0)	0	23,634	22,826	46,460	8,795	55,255		
	合計	16	42 (6)	4,908	183,785	149,702	338,395	65,543	403,938		
比較	損益勘定支弁職員	0	0 (△1)	0	1,310	8,191	9,501	△ 1,514	7,987		
	資本勘定支弁職員	0	0 (0)	0	△ 1,374	△ 3,280	△ 4,654	△ 1,149	△ 5,803		
	合計	0	0 (△1)	0	△ 64	4,911	4,847	△ 2,663	2,184		

手当の内訳	区	分	手当					時間外勤務手当 (千円)
			扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	
手当の内訳	補正後		6,342	16,419	4,253	3,425	0	11,333
	補正前		5,862	16,386	3,822	3,639	0	11,333
	比較		480	33	431	△ 214	0	0

手当の内訳	区	分	手当				退職給付費 (千円)	計 (千円)
			管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
手当の内訳	補正後		3,251	40,352	34,869	2,570	31,799	154,613
	補正前		3,251	39,407	33,055	2,070	30,877	149,702
	比較		0	945	1,814	500	922	4,911

備考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。
 2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

区	区分	職員数		給			与		法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定支弁職員	0	4 (0)	0	3,907	2,236	6,143	1,173	7,316	
	資本勘定支弁職員	0	0 (0)	0	0	0	0	0	0	
	合計	0	4 (0)	0	3,907	2,236	6,143	1,173	7,316	
補正前	損益勘定支弁職員	0	3 (0)	0	5,422	2,278	7,700	1,605	9,305	
	資本勘定支弁職員	0	0 (0)	0	0	0	0	0	0	
	合計	0	3 (0)	0	5,422	2,278	7,700	1,605	9,305	
比較	損益勘定支弁職員	0	1 (0)	0	△ 1,515	△ 42	△ 1,557	△ 432	△ 1,989	
	資本勘定支弁職員	0	0 (0)	0	0	0	0	0	0	
	合計	0	1 (0)	0	△ 1,515	△ 42	△ 1,557	△ 432	△ 1,989	

手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後		0	333	0	11	0	394
補正前		0	461	0	0	0	394
比較		0	△ 128	0	11	0	0

手当の内訳	区分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職給付費	計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後		0	1,140	0	0	358	2,236
補正前		0	1,189	0	0	234	2,278
比較		0	△ 49	0	0	124	△ 42

備考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。
 2 () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

2 給料及び手当の増減額の明細（会計年度任用職員以外の職員分）

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△ 64	給与規程改正に伴う増減分	292 令和4年度改定あり	
		昇給に伴う増加分	540 定期昇給によるもの	
		その他増減分	△ 896 職員数の増減等によるもの	令和4年度職員数 47人（前年度比 2人増） 退職及び新規採用職員の格付の差異に伴うもの
手当	4,911	給与規程改正に伴う増減分	1,920 令和4年度改定あり	
		その他増減分	2,991	支給対象職員の増減に伴うもの
			扶養手当 480千円 地域手当 33千円 住居手当 431千円 通勤手当 △214千円 期末手当 884千円 勤勉手当 △45千円 児童手当 500千円 退職給付費 922千円	

(注) 1 一般職の職員の給与（報酬をもって支弁される職員に係る給与を除く。）について記載すること。

2 「説明」欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

債務負担行為に関する調書

令和4年度新規提出分

(追加)

事項	限度額	当該年度以降の支払義務		左の財源内訳			
		発 生 予 定 額	金 額	特 定 財 源		一 般 財 源	
				国庫補助金	出 資 金		
期 間	金 額	千円	千円	千円	千円	千円	
自家用電気工作物保安管理業務	千円 3,364	令和4年度から 令和5年度まで	千円 3,364	千円 0	千円 0	千円 3,364	
水位計保守点検業務	千円 5,940	令和4年度から 令和5年度まで	千円 5,940	千円 0	千円 0	千円 5,940	
浄水汚泥収集運搬業務	千円 13,644	令和4年度から 令和5年度まで	千円 13,644	千円 0	千円 0	千円 13,644	
浄水汚泥最終処分業務	千円 6,393	令和4年度から 令和5年度まで	千円 6,393	千円 0	千円 0	千円 6,393	
浄水処理用薬品購入	千円 34,737	令和4年度から 令和5年度まで	千円 34,737	千円 0	千円 0	千円 34,737	
井尻第2取水場ゲート設置工事	千円 22,990	令和4年度から 令和5年度まで	千円 22,990	千円 0	千円 0	千円 22,990	

令和4年度春日那珂川水道企業団水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

資 産 の 部

	千円	千円	千円	千円
1 固 定 資 産				
(1) 有形固定資産				
イ 土 地		2,567,727		
ロ 建 物	3,813,558			
減価償却累計額	<u>△ 1,224,854</u>	2,588,704		
ハ 構 築 物	30,290,058			
減価償却累計額	<u>△ 14,432,126</u>	15,857,932		
ニ その他構築物	941,428			
減価償却累計額	<u>△ 462,741</u>	478,687		
ホ 機械及び装置	6,179,550			
減価償却累計額	<u>△ 4,126,236</u>	2,053,314		
ヘ 車両及び運搬具	30,240			
減価償却累計額	<u>△ 27,021</u>	3,219		
ト 工具、器具及び備品	270,948			
減価償却累計額	<u>△ 239,396</u>	31,552		
チ 建設仮勘定		<u>70,632</u>		
有形固定資産合計			23,651,767	
(2) 無形固定資産				
イ 水 利 権		1,256,782		
ロ 施設利用権		3		
ハ その他無形固定資産		<u>21,970</u>		
無形固定資産合計			1,278,755	
(3) 投資その他の資産				
イ 出 資 金		<u>2,598,941</u>		
投資その他の資産合計			<u>2,598,941</u>	
固 定 資 産 合 計				27,529,463
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			2,735,270	
(2) 未 収 金		449,609		
未収金貸倒引当金		<u>△ 3,982</u>	445,627	
(3) 有 価 証 券			1,599,475	
(4) 貯 蔵 品			8,960	
(5) 前 払 金			8,046	
(6) その他流動資産			<u>3,220</u>	
流 動 資 産 合 計				<u>4,800,598</u>
資 産 合 計				<u>32,330,061</u>

		負債の部			
		千円	千円	千円	千円
3	固定負債				
(1)	企業債			5,270,278	
(2)	引当金				
	イ 退職給付引当金		340,112	<u>340,112</u>	
	固定負債合計				5,610,390
4	流動負債				
(1)	企業債			501,676	
(2)	未払金			205,944	
(3)	前受金			1,230	
(4)	引当金				
	イ 退職給付引当金		1,175		
	ロ 賞与引当金		25,273		
	ハ 法定福利費引当金		<u>5,295</u>	31,743	
(5)	預り金			<u>295,847</u>	
	流動負債合計				1,036,440
5	繰延収益				
(1)	長期前受金			13,852,752	
(2)	長期前受金収益化累計額			<u>△ 7,868,702</u>	
	繰延収益合計				<u>5,984,050</u>
	負債合計				<u><u>12,630,880</u></u>

		資本の部			
		千円	千円	千円	千円
6	資本金				
(1)	資本金			<u>16,312,975</u>	
	資本金合計				16,312,975
7	剰余金				
(1)	資本剰余金				
	イ 受贈財産評価額		<u>111,926</u>		
	資本剰余金合計			111,926	
(2)	利益剰余金				
	イ 当年度未処分利益剰余金		<u>3,274,280</u>		
	利益剰余金合計			<u>3,274,280</u>	
	剰余金合計				<u>3,386,206</u>
	資本合計				<u>19,699,181</u>
	負債資本合計				<u><u>32,330,061</u></u>

令和4年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算節別明細表

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	合計	説明
水道事業収益	営業収益	給水収益		3,121,659	2,650	3,124,309	
				2,665,121	△ 1,790	2,663,331	
				2,556,525	0	2,556,525	
			水道料金	2,556,525	0	2,556,525	
			その他営業収益	108,596	△ 1,790	106,806	
			修理負担金	8,834	△ 1,790	7,044	修理件数減
			手数料	3,988	0	3,988	
			下水道受託収益	95,774	0	95,774	
				456,538	△ 12,490	444,048	
				145,285	△ 4,580	140,705	
営業外収益	営業外収益	加入負担金	加入負担金	145,285	△ 4,580	140,705	契約件数減
			他会計補助金	3,947	430	4,377	
			他会計補助金	3,947	430	4,377	児童手当増
				292,542	△ 12,190	280,352	
			長期前受金戻入	35,357	1,050	36,407	長期前受贈財産評価額戻入増
			長期前受金戻入	117,753	△ 260	117,493	長期前受加入負担金戻入減
			長期前受工事戻入	101,295	△ 11,860	89,435	長期前受工事負担金戻入減
			長期前受手数料戻入	13,235	△ 1,670	11,565	長期前受手数料戻入減
			長期前受国庫補助金戻入	24,902	550	25,452	長期前受国庫補助金戻入増
			その他営業外収益	14,764	3,850	18,614	
特別利益	特別利益	固定資産売却益	受取利息	13,329	3,610	16,939	受取利息増
			その他雑収益	1,435	240	1,675	自動販売機電気代増等
				0	16,930	16,930	
				0	16,930	16,930	平田台ポンプ揚跡地売却代金

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	合計	説明
水道事業費用	営業費用	原水及び浄水費		2,844,352	480	2,844,832	
				2,687,391	△ 17,262	2,670,129	
			備	514,043	11,090	525,133	
			光	1,518	0	1,518	
			通	780	140	920	ガス代等増
			委	3,467	△ 50	3,417	専用回線通信費減等
			賃	308,199	0	308,199	
			修	2,606	0	2,606	
			動	45,685	△ 10,000	35,685	修繕工事入札残等
			薬	110,956	24,000	134,956	電気代増
			補	29,881	△ 3,000	26,881	薬品購入費減
			保	7,800	0	7,800	
			負	60	0	60	
			公	2,377	0	2,377	
			交	22	0	22	
						692	0

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	合計	説明	
水道事業費用	営業費用	配水及び給水費		136,930	△ 11,050	125,880		
			備用品費	428	0	428		
			光熱水費	70	10	80	電気代増	
			印刷製本費	22	0	22		
			通信運搬費	385	0	385		
			委託料	55,570	△ 11,370	44,200	メーター取替委託料減	
			賃借料	39	0	39		
			修繕費	76,798	0	76,798		
			動力費	3,296	410	3,706	電気代増	
			材料費	116	0	116		
	業務費			保険料	34	0	34	
				負担金	100	△ 100	0	指定業者研修会中止に伴う減
				公課費	24	0	24	
				貸倒引当金額	48	0	48	
					46,583	△ 1,340	45,243	
				備用品費	767	0	767	
				印刷製本費	533	230	763	印刷費増
				通信運搬費	6,577	0	6,577	
				委託料	30,528	0	30,528	
				手数料	5,734	0	5,734	
			賃借料	386	0	386		
			修繕費	383	0	383		
			保険料	40	0	40		
			公課費	12	0	12		
			貸倒引当金額	1,623	△ 1,570	53	不納欠損予定額減	

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	合計	説明
水道事業費用	營業費用	總係費					
			給料	404,905	2,808	407,713	
			手当	165,573	△ 205	165,368	職員給料減
			賞与引当金額	84,200	3,615	87,815	期末勤勉手当増等
			報入	20,737	1,213	21,950	賞与引当金額入額増
			報酬	1,254	0	1,254	
			法定福利費	54,220	△ 2,410	51,810	法定福利費減
			法定福利費引当金額	4,133	464	4,597	法定福利費引当金額入額増
			旅費	2,670	△ 770	1,900	總會・役員会旅費減等
			備用品費	3,877	0	3,877	
			燃料費	1,310	0	1,310	
			光熱水費	2,294	0	2,294	
			印刷製本費	1,575	△ 290	1,285	印刷費減
			通信運搬費	2,337	0	2,337	
			委託料	24,384	△ 2,000	22,384	業務委託入札残
			手数料	873	0	873	
			賃借料	1,943	0	1,943	
			修繕費	1,055	0	1,055	
			保険料	3,263	0	3,263	
			負担金	2,809	△ 130	2,679	協議会中止に伴う減
			研修費	1,628	0	1,628	
			食糧費	41	0	41	
			交際費	33	0	33	
			公課費	20	0	20	
			退職給付費	5,124	1,997	7,121	退職給付費増
			退職引当金額	19,093	1,324	20,417	退職給付引当金額入額増
			厚生福利費	459	0	459	

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	合計	説明	
水道事業費用	營業費用	會議費		4,503	0	4,503		
			報	酬	3,054	0	3,054	
			旅	費	995	0	995	
			備	消	4	0	4	
			委	託	396	0	396	
			賃	借	42	0	42	
			交	際	12	0	12	
			監		683	0	683	
			查		600	0	600	
			報		83	0	83	
			旅		495,774	0	495,774	
			受		495,774	0	495,774	
			水		1,031,683	△ 2,280	1,029,403	
			減		951,908	△ 220	951,688	構築物減価償却費減等
			價		79,775	△ 2,060	77,715	水利權減価償却費減等
			資		52,287	△ 16,490	35,797	
			產		52,287	△ 16,490	35,797	構築物除却費減等

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	合計	説明	
水道事業費用	営業外費用	補助金		146,961	17,742	164,703		
				1,877	0	1,877		
				1,877	0	1,877		
				79,453	0	79,453		
				79,453	0	79,453		
					17,742	82,055		
					64,313	17,742	82,055	納税額増
					1,318	0	1,318	
					1,318	0	1,318	
					10,000	0	10,000	
	予備費			10,000	0	10,000		

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	合計	説明
資本の収入	企業債	企業債		370,022	70	370,092	
				300,000	0	300,000	
				300,000	0	300,000	
	工事負担金	企業債		300,000	0	300,000	
				4,948	△ 500	4,448	
	工事負担金	工事負担金		4,948	△ 500	4,448	
				4,582	△ 460	4,122	消火栓工事減
	出資金	手数料		366	△ 40	326	消火栓工事減
				65,074	0	65,074	
	固定資産売却代金	一般会計出資金		65,074	0	65,074	
				65,074	0	65,074	
				0	570	570	
				0	570	570	
			0	570	570	平田台ポンプ場跡地売却代金	

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	合計	説明
資本の支出	建設改良費			1,499,844	△ 202,603	1,297,241	
				914,129	△ 202,603	711,526	
		水源・浄水場		192,761	△ 47,773	144,988	
		施設整備費	給料	23,634	△ 1,374	22,260	職員給料減
			手当	12,420	△ 816	11,604	扶養手当減等
			賞与引当金額	3,512	△ 189	3,323	賞与引当金繰入額減
			法定福利費	8,058	△ 1,110	6,948	法定福利費減
			法定福利費引当金額	737	△ 39	698	法定福利費引当金繰入額減
			委託料	32,307	△ 26,970	5,337	業務委託減等
			補償費	25,000	0	25,000	
			工事請負費	80,199	△ 15,000	65,199	工事入札減等
			退職給付費	1,998	△ 1,998	0	退職給付費減
			退職給付額	4,896	△ 277	4,619	退職給付引当金繰入額減
			配水施設整備費	662,273	△ 127,020	535,253	
			備用品費	421	0	421	
			通信運搬費	66	0	66	
			委託料	53,448	△ 17,000	36,448	業務委託入札減等
			手数料	51	0	51	
			貸借料	1,282	△ 20	1,262	積算システム賃借料減
			修繕費	322	0	322	
			工事請負費	606,594	△ 110,000	496,594	配水管布設工事費減等
			保険料	54	0	54	
			公課費	35	0	35	
				38,372	△ 19,360	19,012	
		庁舎及び関連設備整備費	工事請負費	38,372	△ 19,360	19,012	工事入札減等

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	合計	説明
資本的支出	建設改良費	諸設備費		20,723	△ 8,450	12,273	
			量水器費	10,626	△ 6,190	4,436	量水器出庫減
	企業償還金	企業償還金	有形固定資産	10,097	△ 2,260	7,837	有形固定資産購入に伴う入札残等
			購	515,641	0	515,641	
	投資	投資	企業償還金	515,641	0	515,641	
			資	65,074	0	65,074	
	予備費	予備費	投資	65,074	0	65,074	
			費	5,000	0	5,000	
		予備費	予備費	5,000	0	5,000	
			費	5,000	0	5,000	

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 移動平均法による原価法による。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

減価償却の方法 定額法による。

主な耐用年数

建物 8～65年

構築物 5～80年

機械及び装置 5～20年

工具、器具及び備品 2～20年

車両運搬具 3～12年

(2) 無形固定資産

減価償却の方法 定額法による。

主な耐用年数

水利権 20年

施設利用権 38年

その他無形固定資産 5年

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費の支払いに備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(4) 貸倒引当金

水道料金等の債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

4 引当金の取崩し

(1) 退職給付引当金

当年度における退職手当を支給するため退職給付引当金から79,452,527円を取り崩す予定である。

(2) 賞与引当金

当年度における期末・勤勉手当を支給するため賞与引当金から25,220,000円を取り崩した。

(3) 法定福利費引当金

当年度における期末・勤勉手当に係る法定福利費を支出するため法定福利費引当金から5,075,000円を取り崩した。

(4) 貸倒引当金

当年度生じる不納欠損に対し貸倒引当金から2,068,245円を取り崩す予定である。

5 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。

6 リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

令和4年度末の未経過リース料相当額は、下記のとおり。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1年内	3,187,728円
1年超	3,777,840円
計	6,965,568円

議案第11号説明資料

令和5年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会
令和4年度補正予算説明資料

春日那珂川水道企業団

令和4年度 補正予算 (第2号)

消費税込み

(単位：千円)

区分	収入予算額				支出予算額				
	既決予定額	補正予定額	合計		既決予定額	補正予定額	合計		
収益的収入及び支出	水道事業収益	3,121,659	2,650	3,124,309	水道事業費用	2,844,352	480	2,844,832	
	営業収益	2,665,121	△ 1,790	2,663,331	営業費用	2,687,391	△ 17,262	2,670,129	
	給水収益	2,556,525	0	2,556,525	原水及び浄水費	514,043	11,090	525,133	
	その他営業収益	108,596	△ 1,790	106,806	配水及び給水費	136,930	△ 11,050	125,880	
	営業外収益	456,538	△ 12,490	444,048	業務費	46,583	△ 1,340	45,243	
	加入負担金	145,285	△ 4,580	140,705	総係費	404,905	2,808	407,713	
	他会計補助金	3,947	430	4,377	議会費	4,503	0	4,503	
	長期前受金戻入	292,542	△ 12,190	280,352	監査費	683	0	683	
	その他営業外収益	14,764	3,850	18,614	受水費	495,774	0	495,774	
	特別利益	0	16,930	16,930	減価償却費	1,031,683	△ 2,280	1,029,403	
	固定資産売却益	0	16,930	16,930	資産減耗費	52,287	△ 16,490	35,797	
					営業外費用	146,961	17,742	164,703	
					補助金	1,877	0	1,877	
					支払利息	79,453	0	79,453	
					消費税及び地方消費税	64,313	17,742	82,055	
				雑支出	1,318	0	1,318		
				予備費	10,000	0	10,000		
				予備費	10,000	0	10,000		
				収支差引額	277,307	2,170	279,477		
				(税抜後当年度純利益)	(198,962)	(20,031)	(218,993)		
	計	3,121,659	2,650	3,124,309	計	3,121,659	2,650	3,124,309	
資本的収入及び支出	資本的収入	370,022	70	370,092	資本的支出	1,499,844	△ 202,603	1,297,241	
	企業債	300,000	0	300,000	建設改良費	914,129	△ 202,603	711,526	
	企業債	300,000	0	300,000	水源・浄水場施設整備費	192,761	△ 47,773	144,988	
	工事負担金	4,948	△ 500	4,448	配水施設整備費	662,273	△ 127,020	535,253	
	工事負担金	4,948	△ 500	4,448	庁舎及び関連設備整備費	38,372	△ 19,360	19,012	
	出資金	65,074	0	65,074	諸設備費	20,723	△ 8,450	12,273	
	一般会計出資金	65,074	0	65,074	企業債償還金	515,641	0	515,641	
	固定資産売却代金	0	570	570	企業債償還金	515,641	0	515,641	
	固定資産売却代金	0	570	570	投資	65,074	0	65,074	
					投資	65,074	0	65,074	
					予備費	5,000	0	5,000	
					予備費	5,000	0	5,000	
		資本的収支不足額	1,129,822	△ 202,673	927,149				
		計	1,499,844	△ 202,603	1,297,241	計	1,499,844	△ 202,603	1,297,241
					予算規模	4,621,503	△ 199,953	4,421,550	

収益的収支	
収益的収入	3,124,309
収益的支出	2,844,832
収支差引額	279,477
(税抜後純利益)	(218,993)
既決予定額との比較	20,031
資本的収支	
資本的収入	370,092
資本的支出	1,297,241
不足額	927,149
補てん財源	
消費税資本的収支調整額	59,811
建設改良積立金	200,000
過年度損益勘定留保資金	667,338
補てん額	927,149

議案第 12 号

令和 5 年度春日那珂川水道企業団水道事業会計当初予算について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 20 日

春日那珂川水道企業団

企業長 武 末 茂 喜

提案理由

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により令和 5 年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の当初予算を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定により企業団議会の議決を求めるものである。

令和5年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給 水 戸 数	68,403 戸
2. 年 間 総 配 水 量	13,172,037 m ³
3. 一 日 平 均 配 水 量	35,989 m ³
4. 主要な建設改良事業	
(1) 水源・浄水場施設整備費 浄水場施設更新工事等	240,974 千円
(2) 配水施設整備費 配水管布設工事等	623,110 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		3,083,159 千円
第1項 営業収益		2,653,680 千円
第2項 営業外収益		429,479 千円
	支	出
第1款 水道事業費用		2,863,150 千円
第1項 営業費用		2,725,177 千円
第2項 営業外費用		127,973 千円
第3項 予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,098,172千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 77,800千円、過年度分損益勘定留保資金870,212千円、当年度分損益勘定留保資金150,160千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	394,102 千円
第1項 企業債	300,000 千円
第2項 工事負担金	10,753 千円
第3項 国庫補助金	7,922 千円
第3項 出資金	75,427 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,492,274 千円
第1項 建設改良費	916,112 千円
第2項 企業債償還金	501,677 千円
第3項 投資	69,485 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
管路地理情報システム導入及び更新保守業務	令和5年度から 令和10年度まで	50,036 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
建設改良費	千円 300,000	証書借入	% 3.0 以内	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	407,522 千円
(2) 交際費	45 千円

(他会計からの補助金)

第9条 春日市及び那珂川市の一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 福岡地区水道企業団補助金	1,066 千円
(2) 児童手当補助金	2,256 千円
(3) 福岡地区水道企業団出資金	69,485 千円
(4) 春日那珂川水道企業団出資金	5,942 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、14,223千円と定める。

令和5年度

水道事業会計
予算に関する説明書

春日那珂川水道企業団

令和5年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考
水道事業 収 益			千円 3,083,159	
	営業収益		2,653,680	
		給 水 収 益	2,550,672	水道料金収入
		その他営業収益	103,008	春日市・那珂川市下水道使用料賦課徴収受託料等
	営業外収益		429,479	
		加 入 負 担 金	138,793	加入負担金
		他 会 計 補 助 金	3,322	福岡地区水道企業団・児童手当に係る構成団体からの補助金
		長期前受金戻入	270,335	受贈財産評価額、工事負担金、国庫補助金等の戻入益
		その他営業外収益	17,029	受取利息及びその他雑収益

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考	
水道事業 費 用			千円 2,863,150		
	営業費用		2,725,177		
		原水及び浄水費	553,627	浄水施設維持管理費	
		配水及び給水費	157,914	配水及び給水装置維持管理費	
		業 務 費	82,200	検針、徴収業務費	
		総 係 費	414,086	総括的運営経費	
		議 会 費	4,564	議会運営及び議員報酬、費用弁償	
		監 査 費	718	監査事務費及び監査委員報酬、費用弁償	
		受 水 費	500,274	福岡地区水道企業団からの受水費	
		減 価 償 却 費	990,051	有形固定資産、無形固定資産減価償却費	
		資 産 減 耗 費	21,743	固定資産除却費	
		営業外費用		127,973	
			補 助 金	1,066	福岡地区水道企業団に対する補助金
			支 払 利 息	73,084	企業債利息
			消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	52,505	消費税及び地方消費税納税額
			雑 支 出	1,318	過年度分水道料金等還付金
		予 備 費		10,000	
			予 備 費	10,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考
資本的収入			千円 394,102	
	企 業 債		300,000	
		企 業 債	300,000	配水施設整備に係る上水道事業債
	工事負担金		10,753	
		工 事 負 担 金	10,753	消火栓設置、移設工事に伴う工事負担金等
	国庫補助金		7,922	
		国 庫 補 助 金	7,922	国庫補助金
	出 資 金		75,427	
一般会計出資金		75,427	福岡地区水道企業団及び当企業団に係る構成団体からの出資金	

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考
資本的支出			千円 1,492,274	
	建設改良費		916,112	
		水源・浄水場 施設整備費	240,974	浄水施設更新工事等
		配水施設整備費	623,110	配水管布設工事等
		諸 設 備 費	52,028	量水器費、固定資産購入費
	企 業 債 還 金		501,677	
		企業債償還金	501,677	企業債償還元金
	投 資		69,485	
		投 資	69,485	福岡地区水道企業団への出資金
	予 備 費		5,000	
		予 備 費	5,000	

令和5年度春日那珂川水道企業団水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	140,917
	減価償却費	990,051
	固定資産除却費	21,743
	貸倒引当金の増減額	20
	引当金の増減額	13,562
	長期前受金戻入額	△ 270,335
	受取利息及び受取配当金	△ 15,259
	支払利息	73,084
	未収金の増減額 (△は増加)	△ 13,613
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 12,772
	未払金の増減額 (△は減少)	△ 21,709
	小計	905,689
	利息及び配当金の受取額	15,259
	利息の支払額	△ 73,084
	業務活動によるキャッシュ・フロー	847,864
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 825,526
	国庫補助金等による収入	7,922
	負担金による収入	10,753
	出資による支出	△ 69,485
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 876,336
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	300,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 501,676
	他会計からの出資による収入	75,427
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 126,249
	資金の増加額 (又は減少額)	△ 154,721
	資金期首残高	2,735,270
	資金期末残高	2,580,549

給 与 費 明 細 書

1 総括

区 分	職員数		給 与			費		法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	損益勘定支弁職員	16	45 (0)	4,944	165,645	127,437	298,026	59,689	357,715
	資本勘定支弁職員	0	6 (0)	0	22,647	18,838	41,485	8,322	49,807
	合計	16	51 (0)	4,944	188,292	146,275	339,511	68,011	407,522
前年度	損益勘定支弁職員	16	39 (6)	4,908	165,573	129,154	299,635	58,353	357,988
	資本勘定支弁職員	0	6 (0)	0	23,634	22,826	46,460	8,795	55,255
	合計	16	45 (6)	4,908	189,207	151,980	346,095	67,148	413,243
比較	損益勘定支弁職員	0	6 (△6)	36	72	△ 1,717	△ 1,609	1,336	△ 273
	資本勘定支弁職員	0	0 (0)	0	△ 987	△ 3,988	△ 4,975	△ 473	△ 5,448
	合計	0	6 (△6)	36	△ 915	△ 5,705	△ 6,584	863	△ 5,721

区 分	手当の内訳	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
本年度		6,006	16,782	4,441	3,606	0	11,526
前年度		5,862	16,847	3,822	3,639	0	11,727
比較		144	△ 65	619	△ 33	0	△ 201

区 分	手当の内訳	管理職手当	期末手当	勤働手当	児童手当	退職給付費	計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
本年度		3,382	42,976	33,662	2,340	21,554	146,275
前年度		3,251	40,596	33,055	2,070	31,111	151,980
比較		131	2,380	607	270	△ 9,557	△ 5,705

備考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される職員で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。
 2 () 内には、短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)について外書きすること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区	区分	職員数		給			与			法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)				
本年度	損益勘定支弁職員	16	40 (0)	4,944	156,428	123,012	284,384	57,026	341,410		
	資本勘定支弁職員	0	6 (0)	0	22,647	18,838	41,485	8,322	49,807		
	合計	16	46 (0)	4,944	179,075	141,850	325,869	65,348	391,217		
前年度	損益勘定支弁職員	16	36 (6)	4,908	160,151	126,876	291,935	56,748	348,683		
	資本勘定支弁職員	0	6 (0)	0	23,634	22,826	46,460	8,795	55,255		
	合計	16	42 (6)	4,908	183,785	149,702	338,395	65,543	403,938		
比較	損益勘定支弁職員	0	4 (△6)	36	△ 3,723	△ 3,864	△ 7,551	278	△ 7,273		
	資本勘定支弁職員	0	0 (0)	0	△ 987	△ 3,988	△ 4,975	△ 473	△ 5,448		
	合計	0	4 (△6)	36	△ 4,710	△ 7,852	△ 12,526	△ 195	△ 12,721		

手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
本年度	本年度	6,006	15,998	4,441	3,419	0	10,862
	前年度	5,862	16,386	3,822	3,639	0	11,333
	比較	144	△ 388	619	△ 220	0	△ 471

手当の内訳	区分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職給付費	計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
本年度	本年度	3,382	40,857	33,662	2,340	20,883	141,850
	前年度	3,251	39,407	33,055	2,070	30,877	149,702
	比較	131	1,450	607	270	△ 9,994	△ 7,852

備考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。

2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

区	分	職員数		給			与		法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	損益勘定支弁職員	0	5 (0)	0	9,217	4,425	13,642	2,663	16,305	
	資本勘定支弁職員	0	0 (0)	0	0	0	0	0	0	
	合計	0	5 (0)	0	9,217	4,425	13,642	2,663	16,305	
前年度	損益勘定支弁職員	0	3 (0)	0	5,422	2,278	7,700	1,605	9,305	
	資本勘定支弁職員	0	0 (0)	0	0	0	0	0	0	
	合計	0	3 (0)	0	5,422	2,278	7,700	1,605	9,305	
比較	損益勘定支弁職員	0	2 (0)	0	3,795	2,147	5,942	1,058	7,000	
	資本勘定支弁職員	0	0 (0)	0	0	0	0	0	0	
	合計	0	2 (0)	0	3,795	2,147	5,942	1,058	7,000	

手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	本年度	0	784	0	187	0	664
	前年度	0	461	0	0	0	394
	比較	0	323	0	187	0	270

手当の内訳	区分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職給付費	計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	本年度	0	2,119	0	0	671	4,425
	前年度	0	1,189	0	0	234	2,278
	比較	0	930	0	0	437	2,147

備考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。
 2 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

2 給料及び手当の増減額の明細 (会計年度任用職員以外の職員分)

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△ 4,710	給与規程改正に伴う増減分	令和5年度給与改定なし	
		昇給に伴う増加分	2,386 定期昇給によるもの	
		その他増減分	△ 7,096 職員数の増減等によるもの	令和5年度職員数 46人 (前年度比 △2人) 退職及び再任用に伴うもの
手当	△ 7,852	給与規程改正に伴う増減分	令和5年度給与改定あり 847 勤勉手当	
		その他増減分	△ 8,699	支給対象職員の増減に伴うもの
			144千円 △388千円 619千円 △220千円 △471千円 131千円 1,450千円 △239千円 270千円 △9,994千円	

(注) 1 一般職の職員の給与(報酬をもって支弁される職員に係る給与を除く。)について記載すること。

2 「説明」欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

3 給料及び手当の状況(会計年度任用職員以外の職員分)

(1) 職員1人当たりの給与

区分	区		分		事務・技術職 (企業職(一))	技能労働職 (企業職(二))
	平均	給料	料	月		
令和5年4月1日現在	平均	額	月	額	338,147	該当なし
	平均	給与	月	額	424,385	該当なし
	平均	年齢	年	齢	44.1	該当なし
令和4年4月1日現在	平均	額	月	額	334,333	該当なし
	平均	給与	月	額	416,418	該当なし
	平均	年齢	年	齢	43.9	該当なし

(2) 初任給

区分	事務・技術職(円)		技能労働職(円)		春日市の制度	
	行政職	職	行政職	職	行政職	技能労働職
中学校	卒					
高等学校	卒	158,900		156,800	158,900	156,800
短大	卒	169,800			169,800	
大学	卒	185,200			185,200	

(3) 級別職員数

区分	事務		技術		術		職		技		能		務		職	
	級	職員数	職員数	(人)	構成比	(%)	級	構成比	(%)	級	職員数	職員数	(人)	構成比	(%)	
令和5年4月1日現在	1級	0	(0)	0.0	(0)	1級	0	(0)		1級	0	(0)	0	(0)		
	2級	6	(0)	15.8	(0)	2級	0	(0)		2級	0	(0)	0	(0)		
	3級	6	(8)	15.8	(100.0)	3級	0	(0)		3級	0	(0)	0	(0)		
	4級	17	(0)	44.7	(0)	4級	0	(0)		4級	0	(0)	0	(0)		
	5級	3	(0)	7.9	(0)	5級	0	(0)		5級	0	(0)	0	(0)		
	6級	5	(0)	13.2	(0)											
	7級	1	(0)	2.6	(0)											
計	38	(8)	100.0	(100.0)	計	0	(0)		計	0	(0)	0	(0)			
令和4年4月1日現在	1級	4	(0)	9.5	(0)	1級	0	(0)		1級	0	(0)	0	(0)		
	2級	3	(0)	7.1	(0)	2級	0	(0)		2級	0	(0)	0	(0)		
	3級	6	(6)	14.3	(100.0)	3級	0	(0)		3級	0	(0)	0	(0)		
	4級	17	(0)	40.5	(0)	4級	0	(0)		4級	0	(0)	0	(0)		
	5級	6	(0)	14.3	(0)	5級	0	(0)		5級	0	(0)	0	(0)		
	6級	5	(0)	11.9	(0)											
	7級	1	(0)	2.4	(0)											
計	42	(6)	100.0	(100.0)	計	0	(0)		計	0	(0)	0	(0)			

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級・2級	3級	4級	5級	6級	7級
事務・技術職	主事・技師	事務主任・技術主任	事務主査・技術主査	所長・係長・主任主査	課長補佐・統括係長・参事補佐	課長・主幹・副参事 局長・参事

(4) 昇給

区分	分		合計	事務・技術職		技能労働職	
	職員数(A)	(人)		職員数(B)	(人)	職員数(C)	(人)
本年度	職員数(A)	38	38	38			
	昇給に係る職員数(B)	38	38	38			
	2号給	3	3	3			
	4号給	35	35	35			
	6号給	0	0	0			
	8号給	0	0	0			
前年度	職員数(A)	42	42	42			
	昇給に係る職員数(B)	41	41	41			
	2号給	6	6	6			
	4号給	35	35	35			
	6号給	0	0	0			
	8号給	0	0	0			
比率	(B)/(A)	97.6	97.6	97.6			

(5) 期末手当・勤勉手当

区分	支給別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
本年度	2,200 (1.150)	2,200 (1.150)	4,400 (2.300)	有
前年度	2,150 (1.125)	2,150 (1.125)	4,300 (2.250)	有
春日市の制度	2,200 (1.150)	2,200 (1.150)	4,400 (2.300)	有

※前年度6月の支給率については、前々年度給与改定に伴う減額調整(Δ0.15月分(0.1月分))は反映していない。

(6) 定年退職及び勤続退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24,586,875	33,270,75	47,709	47,709	定年前早期退職特別措置 3~45%加算	
春日市の制度 (支給率等)	24,586,875	33,270,75	47,709	47,709	定年前早期退職特別措置 3~45%加算	

(7) その他の手当

区分	春日市の制度との異同
扶養手当	同じ
地域手当	異なる
住居手当	同じ
通勤手当	同じ

- (注) 1 一般職の職員給与(報酬又は賃金をもって支弁される職員に係る給与を除く。)について記載すること。
 2 (1) 職員1人当たり給与及び(3) 被別職員数は予算調整時及びその1年前の数値により、(5) 特殊勤務手当の比率は予算調整時の数値により、それぞれ作成すること。
 3 (1) 職員1人当たり給与は、短時間勤務職員以外の職員について作成すること。
 4 (1) 職員1人当たり給与は、平均給与月額、期末手当、勤勉手当、退職手当、退職手当及び寒冷地手当を除いて算定すること。
 5 (2) 初任給、「(5) 期末手当、勤勉手当」及び「(7) 定年退職及び勤続退職に係る退職手当」の「一般会計の制度」又は「(8) その他の手当」の「一般会計の制度との異同」は、一部組合又は広域連合の経営に係る事業にあって、
 6 (2) 初任給、「(5) 期末手当、勤勉手当」及び「(7) 定年退職及び勤続退職に係る退職手当」において職員に適用される給料表に該当する一般会計の職員の給料表に適用されること。ただし、一般会計の職員の給料表において対応するものがなく、
 7 (3) 被別職員数の()内には、短時間勤務職員については原則として、当該事業会計における最も代表的な職種の職員に適用される給料表に係る給料表について作成すること。
 8 (3) 被別職員数の()内には、臨時雇用の職員については、原則として、当該事業会計における最も代表的な職種の職員に適用される給料表に係る給料表について作成すること。
 9 昇給の「職員数」欄には、管理又は監督の地位にある職員以外の職員について作成するものと、「支給別支給率」欄には当該職員の標準的な支給率を、これらの欄の()内には再任用職員の標準的な
 10 (5) 期末手当、勤勉手当は、管理又は監督の地位にある職員以外の職員について作成するものと、「支給別支給率」欄及び「支給率計」欄には当該職員の標準的な支給率を、これらの欄の()内には再任用職員の標準的な

債務負担行為に関する調書

令和5年度提出に係る分

事 項	限度額	当該年度以降の支払義務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源		一 般 財 源	
				国庫補助金	出 資 金		
管路地理情報システム導入及び更新保守業務	千円 50,036	令和5年度から 令和10年度まで	千円 50,036	千円 0	千円 0	千円 50,036	

債務負担行為に関する調書

前年度までに係る分

事項	限度額	前年度未までの支払義務 発生（見込）額		当該年度以降の支払義務 発生予定期額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	国庫補助金	特定財源 出資金	一般財源
複合機購入及び保守業務委託	千円 3,253	令和4年度まで	千円 3,036	令和5年度まで	千円 77	千円 0	千円 0	千円 77
例規執務サポートシステム運用委託	千円 5,534	令和4年度まで	千円 4,424	令和5年度まで	千円 1,110	千円 0	千円 0	千円 1,110
五ヶ山ダムの管理に係る負担金	千円 共同施設の管理費に1,000分の9.5を乗じた額相当額	令和4年度まで	千円 7,844	共同施設の存続する期間	千円 共同施設の管理費に1,000分の9.5を乗じた額相当額	千円 0	千円 0	千円 共同施設の管理費に1,000分の9.5を乗じた額相当額
猿山川取水施設用地に係る土地賃借契約	千円 1,325	令和4年度まで	千円 256	令和20年度まで	千円 1,068	千円 0	千円 0	千円 1,068
財務会計システム更新及び保守業務委託	千円 12,942	令和4年度まで	千円 10,337	令和5年度まで	千円 2,605	千円 0	千円 0	千円 2,605
公道漏水調査業務委託	千円 38,181	令和4年度まで	千円 14,330	令和5年度まで	千円 6,900	千円 0	千円 0	千円 6,900

債務負担行為に関する調書

前年度までに係る分

事項	限度額	前年度未までの支払義務 発生（見込）額		当該年度以降の支払義務 発生予定期間	金額	左の財源内訳		
		期間	金額			国庫補助金	特定財源 出資金	一般財源
スマートメーター導入	千円 144	令和4年度まで	千円 78	令和9年度まで	千円 66	千円 0	千円 0	千円 66
浄水施設等運転管理等業務委託	571,329	令和4年度まで	217,800	令和5年度まで	108,900	千円 0	千円 0	千円 108,900
複合機購入及び保守業務委託（浄水課）	千円 564	令和4年度まで	千円 488	令和7年度まで	千円 76	千円 0	千円 0	千円 76
水道料金等印刷物作成業務委託	千円 11,088	令和4年度まで	千円 4,004	令和7年度まで	千円 7,084	千円 0	千円 0	千円 7,084
コンビニエンスストア収納代行業務委託	千円 10,831	令和4年度まで	千円 6,544	令和6年度まで	千円 4,287	千円 0	千円 0	千円 4,287
公道漏水修理等業務委託	千円 48,918	令和4年度まで	千円 16,230	令和6年度まで	千円 32,688	千円 0	千円 0	千円 32,688

債務負担行為に関する調書

前年度までに係る分

事項	限度額	前年度末までの支払義務 発生（見込）額		当該年度以降の支払義務 発生予定期間	左の財源内訳			
		期間	金額		特定財源			一般財源
					国庫補助金	出資金		
エレベーター保守点検業務委託	千円 3,960	令和4年度まで	千円 180	令和6年度まで	千円 0	千円 0	千円 359	
積算システム賃借料	千円 6,409	令和4年度まで	千円 1,259	令和8年度まで	千円 0	千円 0	千円 5,150	
水道メーター取替業務	千円 58,758	令和4年度まで	千円 8,353	令和6年度まで	千円 0	千円 0	千円 50,405	
e-Meter検針業務	千円 385	令和4年度まで	千円 50	令和11年度まで	千円 0	千円 0	千円 335	
水道料金検針調定等業務	千円 290,000	令和4年度まで	千円 0	令和9年度まで	千円 0	千円 0	千円 290,000	
水道料金システムサーバ保守業務	千円 593	令和4年度まで	千円 162	令和5年度まで	千円 0	千円 0	千円 431	

債務負担行為に関する調書

前年度までに係る分

事項	限度額	前年度末までの支払義務 発生（見込）額		当該年度以降の支払義務 発生予定期額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	特定財源		
						国庫補助金	出資金	一般財源
電話代行業務	千円 4,439	令和4年度まで	千円 0	令和9年度まで	千円 4,439	千円 0	千円 0	千円 4,439
庁舎清掃業務	千円 22,220	令和4年度まで	千円 0	令和9年度まで	千円 22,220	千円 0	千円 0	千円 22,220
自家用電気工作物保安管理業務	千円 3,364	令和4年度まで	千円 0	令和5年度まで	千円 3,364	千円 0	千円 0	千円 3,364
水位計保守点検業務	千円 5,940	令和4年度まで	千円 0	令和5年度まで	千円 5,940	千円 0	千円 0	千円 5,940
浄水汚泥収集運搬業務	千円 13,644	令和4年度まで	千円 0	令和5年度まで	千円 13,644	千円 0	千円 0	千円 13,644
浄水汚泥最終処分業務	千円 6,393	令和4年度まで	千円 0	令和5年度まで	千円 6,393	千円 0	千円 0	千円 6,393

債務負担行為に関する調書

前年度までに係る分

事項	限度額	前年度未までの支払義務 発生（見込）額		当該年度以降の支払義務 発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国庫補助金	出資金		
浄水処理用薬品購入	千円 34,737	令和4年度まで	千円 0	令和5年度まで	千円 34,737	千円 0	千円 0	千円 0	千円 34,737
井尻第2取水場ゲート設置工事	千円 22,990	令和4年度まで	千円 0	令和5年度まで	千円 22,990	千円 0	千円 0	千円 0	千円 22,990

令和5年度春日那珂川水道企業団水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

資 産 の 部

	千円	千円	千円	千円
1 固 定 資 産				
(1) 有形固定資産				
イ 土 地		2,567,727		
ロ 建 物	3,813,558			
減価償却累計額	<u>△ 1,286,810</u>	2,526,748		
ハ 構 築 物	31,104,837			
減価償却累計額	<u>△ 15,039,911</u>	16,064,926		
ニ その他構築物	941,428			
減価償却累計額	<u>△ 492,737</u>	448,691		
ホ 機械及び装置	6,186,465			
減価償却累計額	<u>△ 4,332,002</u>	1,854,463		
ヘ 車両及び運搬具	30,240			
減価償却累計額	<u>△ 27,987</u>	2,253		
ト 工具、器具及び備品	270,822			
減価償却累計額	<u>△ 245,338</u>	25,484		
チ 建設仮勘定		<u>70,632</u>		
有形固定資産合計			23,560,924	
(2) 無形固定資産				
イ 水 利 権		1,185,192		
ロ 施設利用権		0		
ハ その他無形固定資産		<u>15,924</u>		
無形固定資産合計			1,201,116	
(3) 投資その他の資産				
イ 出 資 金		<u>2,668,426</u>		
投資その他の資産合計			<u>2,668,426</u>	
固 定 資 産 合 計				27,430,466
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			2,580,549	
(2) 未 収 金		463,222		
未収金貸倒引当金		<u>△ 4,002</u>	459,220	
(3) 有 価 証 券			1,599,475	
(4) 貯 蔵 品			10,922	
(5) 前 払 金			8,046	
(6) その他流動資産			<u>3,220</u>	
流動資産合計				<u>4,661,432</u>
資 産 合 計				<u>32,091,898</u>

負債の部

	千円	千円	千円	千円
3 固定負債				
(1) 企業債			5,068,602	
(2) 引当金				
イ 退職給付引当金		340,949	<u>340,949</u>	
固定負債合計				5,409,551
4 流動負債				
(1) 企業債			501,676	
(2) 未払金			184,235	
(3) 前受金			1,230	
(4) 引当金				
イ 退職給与引当金		20,717		
ロ 賞与引当金		25,370		
ハ 法定福利費引当金		<u>5,357</u>	51,444	
(5) 預り金			<u>295,847</u>	
流動負債合計				1,034,432
5 繰延収益				
(1) 長期前受金			13,871,427	
(2) 長期前受金収益化累計額			<u>△ 8,139,037</u>	
繰延収益合計				<u>5,732,390</u>
負債合計				<u><u>12,176,373</u></u>

資本の部

	千円	千円	千円	千円
6 資本金				
(1) 資本金			<u>16,388,403</u>	
資本金合計				16,388,403
7 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 受贈財産評価額		<u>111,925</u>		
資本剰余金合計				111,925
(2) 利益剰余金				
イ 当年度未処分利益剰余金		<u>3,415,197</u>		
利益剰余金合計			<u>3,415,197</u>	
剰余金合計				<u>3,527,122</u>
資本合計				<u>19,915,525</u>
負債資本合計				<u><u>32,091,898</u></u>

令和4年度春日那珂川水道企業団水道事業予定損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

	千円	千円	千円
1 営業収益			
(1) 給水収益	2,324,114		
(2) その他営業収益	<u>98,100</u>	2,422,214	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	478,485		
(2) 配水及び給水費	114,465		
(3) 業務費	41,145		
(4) 総係費	403,708		
(5) 議会費	4,374		
(6) 監査費	676		
(7) 受水費	450,704		
(8) 減価償却費	1,029,403		
(9) 資産減耗費	<u>35,797</u>	<u>2,558,757</u>	
営業利益			△ 136,543
3 営業外収益			
(1) 加入負担金	127,914		
(2) 他会計補助金	4,377		
(3) 長期前受金戻入	280,352		
(4) その他営業外収益	<u>18,492</u>	431,135	
4 営業外費用			
(1) 補助金	1,877		
(2) 支払利息	79,453		
(3) 雑支出	<u>1,199</u>	<u>82,529</u>	<u>348,606</u>
経常利益			212,063
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	<u>16,930</u>	16,930	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>16,930</u>
7 予備費			
(1) 予備費	<u>10,000</u>	<u>10,000</u>	<u>10,000</u>
当年度純利益			218,993
前年度繰越利益剰余金			2,855,287
その他未処分利益剰余金変動額			<u>200,000</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>3,274,280</u></u>

令和4年度春日那珂川水道企業団水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

資 産 の 部

	千円	千円	千円	千円
1 固 定 資 産				
(1) 有形固定資産				
イ 土 地		2,567,727		
ロ 建 物	3,813,558			
減価償却累計額	<u>△ 1,224,854</u>	2,588,704		
ハ 構 築 物	30,290,058			
減価償却累計額	<u>△ 14,432,126</u>	15,857,932		
ニ その他構築物	941,428			
減価償却累計額	<u>△ 462,741</u>	478,687		
ホ 機械及び装置	6,179,550			
減価償却累計額	<u>△ 4,126,236</u>	2,053,314		
ヘ 車両及び運搬具	30,240			
減価償却累計額	<u>△ 27,021</u>	3,219		
ト 工具、器具及び備品	270,948			
減価償却累計額	<u>△ 239,396</u>	31,552		
チ 建設仮勘定		<u>70,632</u>		
有形固定資産合計			23,651,767	
(2) 無形固定資産				
イ 水 利 権		1,256,782		
ロ 施設利用権		3		
ハ その他無形固定資産		<u>21,970</u>		
無形固定資産合計			1,278,755	
(3) 投資その他の資産				
イ 出 資 金		<u>2,598,941</u>		
投資その他の資産合計			<u>2,598,941</u>	
固 定 資 産 合 計				27,529,463
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			2,735,270	
(2) 未 収 金		449,609		
未収金貸倒引当金		<u>△ 3,982</u>	445,627	
(3) 有 価 証 券			1,599,475	
(4) 貯 蔵 品			8,960	
(5) 前 払 金			8,046	
(6) その他流動資産			<u>3,220</u>	
流 動 資 産 合 計				<u>4,800,598</u>
資 産 合 計				<u>32,330,061</u>

		負 債 の 部			
		千円	千円	千円	千円
3	固 定 負 債				
(1)	企 業 債			5,270,278	
(2)	引 当 金				
	イ 退職給付引当金		340,112	<u>340,112</u>	
	固 定 負 債 合 計				5,610,390
4	流 動 負 債				
(1)	企 業 債			501,676	
(2)	未 払 金			205,944	
(3)	前 受 金			1,230	
(4)	引 当 金				
	イ 退職給付引当金		1,175		
	ロ 賞与引当金		25,273		
	ハ 法定福利費引当金		<u>5,295</u>	31,743	
(5)	預 り 金			<u>295,847</u>	
	流 動 負 債 合 計				1,036,440
5	繰 延 収 益				
(1)	長 期 前 受 金			13,852,752	
(2)	長期前受金収益化累計額			<u>△ 7,868,702</u>	
	繰 延 収 益 合 計				<u>5,984,050</u>
	負 債 合 計				<u>12,630,880</u>

		資 本 の 部			
		千円	千円	千円	千円
6	資 本 金				
(1)	資 本 金			<u>16,312,975</u>	
	資 本 金 合 計				16,312,975
7	剰 余 金				
(1)	資 本 剰 余 金				
	イ 受贈財産評価額		<u>111,926</u>		
	資 本 剰 余 金 合 計			111,926	
(2)	利 益 剰 余 金				
	イ 当年度未処分利益剰余金		<u>3,274,280</u>		
	利 益 剰 余 金 合 計			<u>3,274,280</u>	
	剰 余 金 合 計				<u>3,386,206</u>
	資 本 合 計				<u>19,699,181</u>
	負 債 資 本 合 計				<u>32,330,061</u>

令和5年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算節別明細表

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明
水道事業収益	営業収益	給水収益		3,083,159	
				2,653,680	
				2,550,672	
			水道料金	2,550,672	水道料金収入
				103,008	
			修理負担金	4,217	原因者分漏水修理負担金等
			手数	3,947	設計・竣工検査手数料等
			下水道受託収益	94,844	下水道使用料賦課徴収受託料
				429,479	
				138,793	
営業外収益	営業外収益	加入負担金	加入負担金	138,793	加入負担金
		他会計補助金	他会計補助金	3,322	
				3,322	構成団体からの補助金
		長期前受入金戻入		270,335	
		長期前受贈財産評価戻入	長期前受贈財産評価戻入	31,384	長期前受贈財産評価戻入益
		長期前受加入負担金戻入	長期前受加入負担金戻入	112,956	長期前受加入負担金戻入益
		長期前受工事負担金戻入	長期前受工事負担金戻入	88,446	長期前受工事負担金戻入益
		長期前受手数料戻入	長期前受手数料戻入	13,328	長期前受手数料戻入益
		長期前受国庫補助金戻入	長期前受国庫補助金戻入	24,221	長期前受国庫補助金戻入益
				17,029	
	受取利息	受取利息	15,259	受取利息	
	その他雑収益	その他雑収益	1,770	行政財産使用料等	

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明
水道事業費用				2,863,150	
	営業費用			2,725,177	
		原水		553,627	
		浄水	備用品費	1,694	現場用品等
			熱水費	961	各浄水場電気ガス料金等
			通信運搬費	3,397	専用回線料等
			委託料	327,911	浄水場施設運転管理委託料等
			賃借料	2,600	貯水池堤防賃借料等
			修繕費	26,901	浄水施設修繕費
			動力費	144,269	各浄水場動力費
			薬品費	34,737	各浄水場薬品費
			補償費	8,600	浄水場関係補償費
			保険料	20	公用車自賠責保険料
			負担金	1,849	浄水場関係負担金
			公課費	5	公用車重量税
			交付金	683	五ヶ山ダム市町村交付金

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明
水道事業費用	営業費用	配水及び給水費		157,914	
			備用品費	1,428	現場用品等
			光熱水費	83	ポンプ室電気料金等
			印刷製本費	50	給水装置工事申込書
			通信運搬費	399	ポンプ室テレメーター一通信料
			委託料	52,327	漏水修理委託料等
			手数	2	収入印紙
			賃借料	34	西鉄、JR軌道敷賃借料等
			修繕費	99,228	漏水修理修繕費等
			動力費	4,108	ポンプ室動力費
			材料費	159	材料出庫費
			保険料	14	公用車自賠責保険料
			公課費	18	公用車重量税
			貸倒引当金繰入額	64	修理負担金等貸倒引当金
				82,200	
		業務費			
			備用品費	689	OA事務用品等
			印刷製本費	1,523	各種通知書印刷費等
			通信運搬費	6,548	各種通知書郵送費等
			委託料	63,942	検針委託料等
			手数	6,731	コンビニ収納手数料等
			賃借料	409	那珂川出張所賃借料
			修繕費	397	公用車修繕費等
			保険料	40	公用車自賠責保険料
			公課費	14	公用車重量税
			貸倒引当金繰入額	1,907	水道料金貸倒引当金

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明
水道事業費用	営業費用	総係費		414,086	
			給料	165,645	職員給料
			手当	86,783	職員等各種手当
			賞与引当金繰入額	22,009	賞与引当金
			報酬	1,254	企業長等報酬
			法定福利費	55,088	職員共済組合負担金等
			法定福利費引当金繰入	4,651	法定福利費引当金
			旅費	3,104	総会出席時の旅費等
			備用品費	2,918	事務用品等
			燃料費	1,420	公用車等燃料費
			光熱水費	2,573	庁舎ガス水道料金等
			印刷製本費	1,539	広報紙印刷費、コピー料金等
			通信運搬費	2,315	電話料金等
			委託料	30,190	庁舎管理、広報紙配布料等
			手数料	3,529	振込手数料等
			賃借料	1,943	会計システム賃借料等
			修繕費	1,395	庁舎の修繕費等
			保険料	3,292	建物、施設保険料等
			負担金	3,424	水源地域負担金、健康診断等
			研修費	1,863	研修参加費等
			食糧費	41	来客時の食糧費等
			交際費	33	交際費
			公課費	35	公用車重量税
			退職給付引当金繰入額	18,645	退職給付引当金
			厚生福利費	447	職員互助会助成金

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明	
水道事業費用	営業費用	議会費		4,564		
			報	酬	3,054	議員報酬
			旅	費	1,038	費用弁償、視察旅費等
			備	品費	3	議長写真額縁代
			印	本費	1	議長写真印刷費
			委	託料	383	会議録作成委託料
			賃	借料	68	バス借上料
			食	糧費	5	訪問時の食糧費
			交	際費	12	交際費
				費	718	
		監査費	636	監査委員報酬		
	受水	水費	報	酬	80	費用弁償、視察旅費等
			備	品費	2	事務用品等
				費	500,274	
			受	水費	500,274	福岡地区水道企業団からの受水費
	減価償却	減価償却費			990,051	
			有	形固定資産	912,412	構築物等の減価償却費
			無	形固定資産	77,639	水利権等の減価償却費
			減	価償却	21,743	
		資産減耗費	21,743	構築物等の除却費		

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明	
水道事業費用	営業外費用			127,973		
		補助金		1,066		
		補助金	補助金	1,066		福岡地区水道企業団への補助金
		支払利息	支払利息	73,084		
		支払利息	支払利息	73,084		企業債利息
		消費地	消費地	52,505		
		消費地	消費地	52,505		消費税及び地方消費税納税額
		雑支出	雑支出	1,318		
		雑支出	その他雑支出	1,318		過年度水道料金還付等
		予備費		10,000		
		予備費	予備費	10,000		
		予備費	予備費	10,000		予備費

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明	
資本的収入	企業債	企業債		394,102		
				300,000		
				300,000		
	工事負担金	工事負担金	企業債		300,000	配水施設整備に係る上水道事業債
					10,753	
	国庫補助金	国庫補助金	工事負担金		10,753	
			工事負担金		9,958	消火栓設置、移設工事の工事負担金
			手数料		795	消火栓設置、移設工事の手数料
	出資金	出資金			7,922	
			国庫補助金		7,922	
			一般会計出資金		75,427	国庫補助金
			一般会計出資金		75,427	
			一般会計出資金		75,427	構成団体からの出資金

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明
資本の支出	建設改良費	水源・浄水場 施設整備費		1,492,274	
				916,112	
				240,974	
				22,647	職員給料
				12,568	職員各種手当
				3,361	賞与引当金
				7,616	職員共済組合負担金
				706	法定福利費引当金
				66,297	浄水施設整備に係る設計調査
				18,000	堰水路改修費
				106,870	浄水施設整備工事費等
				2,909	退職給付引当金
				623,110	
				263	現場用品等
				97	現場監督機器通信料
				35,691	配水管関連設計業務等
				50	資材単価データ使用料
				1,260	積算システム賃借料
				163	公用車点検整備費
				585,549	配水管整備工事費
	14	公用車自賠責保険料			
	23	公用車重量税			

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明
資本的支出	建設改良費	諸設備費		52,028	
			量水器費	10,810	量水器出庫費
	企業償還債	企業償還債	固定資産購入費	41,218	OA機器等
				501,677	
	投資	投資	企業償還債	501,677	企業償還元金
				69,485	
	予備費	予備費	投資	69,485	
				69,485	福岡地区水道企業団への出資金
				5,000	
				5,000	
				5,000	予備費

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 移動平均法による原価法による。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

減価償却の方法 定額法による。

主な耐用年数

建物 8～65年

構築物 5～80年

機械及び装置 5～20年

工具、器具及び備品 2～20年

車両運搬具 3～12年

(2) 無形固定資産

減価償却の方法 定額法による。

主な耐用年数

水利権 20年

施設利用権 38年

その他無形固定資産 5年

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費の支払いに備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(4) 貸倒引当金

水道料金等の債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

4 引当金の取崩し

(1) 退職給付引当金

当年度における退職手当を支給するため退職給付引当金から1,174,893円を取り崩すこととする。

(2) 賞与引当金

当年度における期末・勤勉手当を支給するため賞与引当金から25,273,000円を取り崩すこととする。

(3) 法定福利費引当金

当年度における期末・勤勉手当に係る法定福利費を支出するため法定福利費引当金から5,295,000円を取り崩すこととする。

(4) 貸倒引当金

当年度生じる不納欠損に対し1,950,732円を取り崩すこととする。

5 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。

6 リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

令和5年度末の未経過リース料相当額は、下記のとおり。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1年内	1,281,720円
1年超	2,563,440円
計	3,845,160円

議案第12号説明資料

令和5年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会

令和5年度当初予算説明資料

春日那珂川水道企業団

令和5年度当初予算

消費税込み

(単位：千円)

区分	収入予算額			支出予算額					
	5年度当初予算案	4年度当初予算	増減額	5年度当初予算案	4年度当初予算	増減額			
収益的収入及び支出	水道事業収益	3,083,159	3,121,659	△ 38,500	水道事業費用	2,863,150	2,843,968	19,182	
	営業収益	2,653,680	2,665,121	△ 11,441	営業費用	2,725,177	2,686,101	39,076	
	給水収益	2,550,672	2,556,525	△ 5,853	原水及び浄水費	553,627	513,859	39,768	
	その他営業収益	103,008	108,596	△ 5,588	配水及び給水費	157,914	136,930	20,984	
	営業外収益	429,479	456,538	△ 27,059	業務費	82,200	46,321	35,879	
	加入負担金	138,793	145,285	△ 6,492	総係費	414,086	404,061	10,025	
	他会計補助金	3,322	3,947	△ 625	議会費	4,564	4,503	61	
	長期前受金戻入	270,335	292,542	△ 22,207	監査費	718	683	35	
	その他営業外収益	17,029	14,764	2,265	受水費	500,274	495,774	4,500	
					減価償却費	990,051	1,031,683	△ 41,632	
					資産減耗費	21,743	52,287	△ 30,544	
					営業外費用	127,973	147,867	△ 19,894	
					補助金	1,066	1,877	△ 811	
					支払利息	73,084	79,927	△ 6,843	
				消費税及び地方消費税	52,505	65,045	△ 12,540		
				雑支出	1,318	1,018	300		
				予備費	10,000	10,000	0		
				予備費	10,000	10,000	0		
				収支差引額	220,009	277,691	△ 57,682		
				(税抜後当年度純利益)	(140,917)	(199,936)	(△ 59,019)		
	計	3,083,159	3,121,659	△ 38,500	計	3,083,159	3,121,659	△ 38,500	
資本的収入及び支出	資本的収入	394,102	370,022	24,080	資本的支出	1,492,274	1,496,972	△ 4,698	
	企業債	300,000	300,000	0	建設改良費	916,112	907,639	8,473	
	企業債	300,000	300,000	0	水源・浄水場施設整備費	240,974	186,271	54,703	
	工事負担金	10,753	4,948	5,805	配水施設整備費	623,110	662,273	△ 39,163	
	工事負担金	10,753	4,948	5,805	庁舎及び関連設備整備費	0	38,372	△ 38,372	
	国庫補助金	7,922	0	7,922	諸設備費	52,028	20,723	31,305	
	国庫補助金	7,922	0	7,922	企業債償還金	501,677	519,259	△ 17,582	
	出資金	75,427	65,074	10,353	企業債償還金	501,677	519,259	△ 17,582	
	一般会計出資金	75,427	65,074	10,353	投資	69,485	65,074	4,411	
					投資	69,485	65,074	4,411	
					予備費	5,000	5,000	0	
					予備費	5,000	5,000	0	
		資本的収支不足額	1,098,172	1,126,950	△ 28,778				
		計	1,492,274	1,496,972	△ 4,698	計	1,492,274	1,496,972	△ 4,698
				予算規模	4,575,433	4,618,631	△ 43,198		

収益的収支	
収益的収入	3,083,159
収益的支出	2,863,150
収支差引額	220,009
(税抜後純利益)	(140,917)
資本的収支	
資本的収入	394,102
資本的支出	1,492,274
不足額	1,098,172
補てん財源	
消費税資本的収支調整額	77,800
過年度損益勘定留保資金	870,212
当年度損益勘定留保資金	150,160
補てん額	1,098,172

水道事業会計業務量

項 目	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増 減 (B) - (A)	
		決 算	決 算 見 込 値 (A)	予 算 (B)		
給 水 人 口	人	152,397	152,457	152,535	78	
給 水 戸 数	戸	67,326	67,863	68,403	540	
有 収 水 量	年 間	m3	12,859,940	12,713,925	12,586,682	△ 127,243
	一 日 平 均	m3	35,233	34,833	34,390	△ 443
	一 人 一 日 平 均	ℓ	231	228	225	△ 3
配 水 量	年 間	m3	13,934,583	13,449,909	13,172,037	△ 277,872
	一 日 平 均	m3	38,177	36,849	35,989	△ 860
	一 人 一 日 平 均	ℓ	251	242	236	△ 6
	一 日 最 大	m3	42,847	39,400	41,136	1,736
	一 人 一 日 最 大	ℓ	281	258	270	12
有 収 率	%	92.3	94.5	95.6	1.1	
供 給 単 価	円	183.58	182.80	184.22	1.42	
給 水 原 価	円	176.31	185.70	191.36	5.66	
給 水 収 益 (税 抜 き)	千円	2,360,900	2,324,114	2,318,793	△ 5,321	
経 常 費 用 (税 抜 き)	千円	2,545,718	2,641,286	2,678,995	37,709	

$$\text{供給単価} = \frac{\text{(給水収益)}}{\text{(有収水量)}} \quad \text{給水原価 (総務省方式)} = \frac{\text{(経常費用)} - \text{(長期前受金戻入)}}{\text{(有収水量)}}$$

水道事業会計企業債の概要

(1) 令和5年度末までの企業債の借入及び償還予定

項 目	金 額 (千円)
令和3年度末残高 (イ)	5,987,595
令和4年度借入予定額 (ロ)	318,600
令和4年度償還予定額 (ハ)	515,641
令和4年度末予定残高 (イ)+(ロ)-(ハ)=(ニ)	5,790,554
令和5年度借入予定額 (ホ)	300,000
令和5年度償還予定額 (ヘ)	501,676
令和5年度末予定残高 (ニ)+(ホ)-(ヘ)	5,588,878

(2) 令和5年度末における企業債予定残高の利率別分布状況

利 率	財政融資資金		地方公共団体 金融機構		市中銀行		合 計	
	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数
1.0% 未満	0	0	2,364,974	15	0	0	2,364,974	15
1.0%以上2.0%未満	603,518	7	911,958	9	0	0	1,515,476	16
2.0%以上3.0%未満	762,793	12	870,618	19	0	0	1,633,411	31
3.0%以上4.0%未満	53,642	1	0	0	0	0	53,642	1
4.0%以上5.0%未満	21,375	1	0	0	0	0	21,375	1
5.0% 以上	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1,441,328	21	4,147,550	43	0	0	5,588,878	64

議員提出議案第 1 号

- 春日那珂川水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の制定
について

春日那珂川水道企業団議会個人情報の保護に関する条例を次のとおり制定するにあたり、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 20 日提出

議会運営委員会

委員長 野 口 明 美

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 37 号)による個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)の一部改正に伴い、春日那珂川水道企業団議会における個人情報保護に関する制度について新たに条例を制定する必要性が生じたことから、本条例案を提出する。

春日那珂川水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条—第30条）
 - 第2節 訂正（第31条—第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条—第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条—第46条）
- 第5章 雑則（第47条—第52条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、春日那珂川水道企業団議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、春日那珂川水道企業団情報公開条例（平成14年条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記載されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を

加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるもの

が生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第 20 条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。
(利用及び提供の制限)

第 12 条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 企業長、監査委員若しくは他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第 2 条第 8 項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の(課)又は職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 29 条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認

めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

- (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報に記載されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（情報公開条例第8条に規定する情報を除く。）又は情報公開条例第8条に規定する情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第 18 条第 2 項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項並びに第 27 条第 1 項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 議長が第 24 条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第 21 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第 22 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第 23 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第 24 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の

実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を16日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

- 2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面によ

り通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第 20 条第 2 号イ又は同条第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第 22 条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第 45 条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第 28 条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第 24 条第 1 項に規定する通知があつた日から 30 日以内に行なければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第 29 条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第 1 項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第 1 項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料)

第30条 保有個人情報の開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から14日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を16日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等しなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を16日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規定に基づき設置する春日那珂川水道企業団行政不服審査会に諮問しなければならない

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審議会への諮問）

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、春日那珂川水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第 号）第9条に規定する春日那珂川水道企業団個人情報保護審議会に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第 52 条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。